

ライフサポート「山田・かがみの」 虐待防止のための指針

1 施設における虐待の防止に関する基本的な考え方

当事業所では、障害者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊厳を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに早期発見、早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

尚、障害者虐待の定義や種類の詳細に関しては【虐待防止マニュアル】に記載する。

身体的虐待	身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
性的虐待	利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
心理的虐待	利用者への暴言又は拒絶的な対応その他の心理的外傷を与える言動を行うこと。
放棄・放任（ネグレクト）	衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
経済的虐待	利用者の財産を不当に処分すること、その当該利用者から不当に財産上の利益を得る事。

2 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項について

- ① 当施設では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を組織する。尚、本委員会の運営責任者は施設の管理者とし、主任、サービス管理責任者、生活支援員1名、生活支援員1名、世話人1名を「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とする。
- ② 身体拘束適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合がある。
- ③ 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合がある。
- ④ 虐待防止委員会は年3回以上開催し、その内容や結果については記録する。また、定期開催以外にも必要に応じその都度担当者会が招集することもある。
- ⑤ 虐待防止委員会の課題は、年度末に次年度計画を策定する他、適宣担当者が定める。具体的には、次のような内容について協議する。
 1. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること
 2. 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 3. 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 4. 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 5. 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行なわれるための

方法に関すること

- 6, 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- 7, 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- 8, ヒヤリハット事例の振り返り
- 9, 職員の意識調査
- 10、その他必要な事項

3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- ① 職員に対する虐待の防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針及び「虐待マニュアル」に基づき、虐待の防止を徹底する。
- ② 具体的には、次のプログラムにより実施。
 - ・障害者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ・権利擁護/成年後見制度の理解
 - ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ・早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ・発生した場合の改善策
- ③ 実施は年1回以上行う。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。
- ④ 研修の実施内容については、研修資料、実施概要（日時、内容、出席者等）を記録し、紙面及び電磁的記録等により保存する。

4 虐待又はその疑い＜以下、「虐待等」という＞が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- ② また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ① 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、管理者及び担当者に報告します。
- ② 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った物の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で虐待等を行った當人に事実確認を行う。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。

これらの確認の経緯は、時系列で概要を記録する。

- ③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業貴族等に則り必要な措置を講じる。
- ④ 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。
- ⑤ 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- ⑥ 施設内での虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告を行う。
- ⑦ 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

6 成年後見制度の利用支援に関する事項

- ① 利用者又はご家族に対して、利用可能な青年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ① 虐待の苦情相談について苦情受付担当者は、寄せられた内容を苦情解決責任者に報告する。
- ② 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。
- ③ 対応の流れは、上述の「第5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」によるものとする。
- ④ 苦情相談窓口に寄せられた内容は、必要や要望に応じ相談者にその顛末と対応を報告する。

9 その虐待の防止の推進のために必要な事項

3項に定める研修会のほか、各地区社会福祉協議会やその他機関から提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

附則 この指針は、令和4年4月1日より施行する